

会 議 録

会議の名称	第5回東村山市立保育園のあり方検討会				
開催日時	平成25年2月12日(火) 午後7時から9時まで				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者(敬称略)</p> <p>委員長: 近藤 幹生</p> <p>副委員長: 湊脇 稔尚</p> <p>委員: 村野 和子</p> <p style="padding-left: 2em;">千葉 瑞枝</p> <p style="padding-left: 2em;">十時 真紀</p> <p style="padding-left: 2em;">上町 弓子</p> <p style="padding-left: 2em;">益子 茂子</p> <p>事務局: 小林 子ども家庭部長</p> <p style="padding-left: 2em;">高柳 子ども家庭部子ども育成課長</p> <p style="padding-left: 2em;">田見 第一保育園園長</p> <p style="padding-left: 2em;">大石 子ども育成課庶務・幼稚園係長</p> <p style="padding-left: 2em;">下口 子ども育成課保育整備係長</p> <p style="padding-left: 2em;">柚木 子ども育成課主事</p> <p style="padding-left: 2em;">島崎 子ども育成課主事</p> <p>●欠席者(敬称略)</p> <p>委員: 小島 聖</p> <p style="padding-left: 2em;">草野 有佳</p> <p style="padding-left: 2em;">高橋 紗織</p> <p>事務局: 野口 子ども家庭部次長</p> <p style="padding-left: 2em;">星野 子ども育成課長補佐</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	4

<p>会 議 次 第</p>	<p>1 開会 2 事務連絡 3 配布資料の説明及び作業部会の報告 4 議題 （１）市立保育園の役割を実現していくための手法について （２）その他課題について 5 その他</p>
<p>配 布 資 料</p>	<p>1 会議次第 2 事務局ニュースNo.1～4 3 第4回東村山市立保育園のあり方検討会会議録（案） 4 東村山市立保育園のあり方検討会第一回作業部会報告（案）</p>
<p>問 い 合 わ せ 先</p>	<p>子ども家庭部子ども育成課 〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話 042-393-5111（内線3198）</p>
<p>会 議 経 過</p>	
<p>1. 開会</p> <p>事務局より、今後の議論の方向性についての事務局の見解が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東村山市立保育園のあり方検討会は市立保育園の民営化に関する結論を出す場ではない。 ・検討会から出された提言を元に、市立保育園のあり方の素案を市が作成し、パブリックコメント等の手続きを経て方針を決定する。 ・今後の進め方は、今までの検討会で意見が出されてきた市立保育園の役割を実現するために、市立保育園を何園か民営化することで機能を集約すること等、市から何点かの提案をさせていただいている通り、それに対する委員からの意見とその理由、又はそれに代わる提案を出していただければと思う。 ・あくまで検討会の結論の一本化よりも、それぞれの委員の意見とその背景がとりまとめられることが重要であると考えられる。 <p>2. 事務連絡</p> <p>(1) 事務局から非公開の配布資料についての説明を行った。</p> <p>(2) 配布資料の取扱いについて審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3と4に関しては、委員の確認が済んでいない意思形成過程の資料であるため、第5回検討会の際には、傍聴をしている間のみ傍聴人にも公開することとされた。 <p>(3) 検討会の傍聴について委員より意見が出された。</p>	

- ・委員より、検討会委員の発言の一部を取り上げて、インターネット上で批判している傍聴人がいるようであるとの情報提供がされた。また、批判により検討会委員の発言の萎縮を招くことで、活発な意見交換の場が損なわれるのではないかという意見が寄せられた。

<傍聴人入場>

3. 配布資料の説明及び意見交換

- (1) 事務局と副委員長により配布資料の説明及び作業部会の報告を行った。
- (2) 意見交換

4. 議題

- (1) 市立保育園の役割を実現していくための手法について

(事務局)

東村山市では平成22年に第二保育園の民営化を計画していたが、その当時の民営化の説明は、現状の問題を解決していくためには民営化しかないと保護者に捉えられてしまうような説明がされていた。実際には市側で複数の解決策が考えられていたが、一番実現の可能性が高い手法が民営化であるという判断をしたため、民営化以外の手法に関してはほとんど説明されてこなかった経過がある。

そこで、この検討会では民営化に加え、民営化以外の手法としての保育料の増額と保育水準の引き下げについても意見を出していただきたいと思う。また、他の2案と比べた上での民営化という手法に関してや、委員のみなさまがどの手法のこういった部分に懸念を抱いているのか、意見をいただきたいと思う。民営化の実施方法等の詳細に関しては、方向性が定まってから議論していくこととし、今回の検討会では民営化という手法そのものに対して議論をしていただきたい。

(委員長)

本日は、これまでに議論してきた市立保育園の役割を実現していくための手法や今後の課題を議論していくが、委員には率直な意見を出していただければと思う。

(副委員長)

事務局から3つの手法が提案されているが、そもそもこういった手段を用いなくても東村山市が保育に対する予算の増額や、職員の配置を増やすという選択肢もあってもいいのではないかと考えている市民も多いと思う。市側から財源等の縮減以外の方向を示していただくことはできないのか。

(A委員)

近隣市でも積極的に認可保育所の増設や建て替え等の方策をとっている自治体はある。財源不足等の

事情はあると思うが、東村山市ではなぜそのような方策をとることができないのか。

(事務局)

職員配置については、近年市役所の全職員を対象に定数の削減を行っているため、保育園に関してもその例外ではない。公共施設の老朽化対策に関しては、公民館や図書館等と同じく保育園の建て替えに関しても、どのように実施していくのか、ということが非常に大きな課題となっている。準備会の報告書や検討会の中でも何回か触れさせていただいているが、市立保育園の建て替えを行うためには、費用を全て市で負担する必要がある。そうすると1園建て替えるだけでも、規模にもよるが2～3億円の費用が必要になってしまうため、他の公共施設との兼ね合いもあり、全て市の予算で建て替えるのは非常に厳しいという現状がある。また近隣市の状況については、当市ではわかりかねるが、東村山市では予算の半分以上が民生費に占められており、このような状況の市は多摩地域の中でも数市のみである。こういった状況から、東村山市ではこれ以上民生費の予算を増やすことができない。

(B委員)

市の予算の半分以上が民生費だという話だが、あまりそれを実感できておらず、納得がいかない部分もある。

(事務局)

待機児童が多いということも、そういった実感を抱く要因の1つだと考えられる。施設整備としては、平成23年度に新設2園(内1園は分園)、平成24年度には新設1園、移転に伴う定員拡大1園を行ってきている。また、今後も平成25年度に新設1園(認定こども園)、移転に伴う定員拡大1園を予定している。平成25年度4月1日にどれほどの待機児童が出ているかわからないが、認可保育所、認証保育所等も含め、積極的に保育施設の整備を進めてはきている。待機児童が解消されない限りは、保護者の満足度は上がらないと思うが、市では待機児童解消に向けて地道に取り組んできている。

(B委員)

平成25年度4月1日の待機児童の状況について伺いたい。

(事務局)

待機児童とは、認可保育所に申し込んだが入所できず、また認可外保育施設や認定こども園等にも入っていない状況の児童のことを指すため(※)、この段階では何人という正確な人数を申し上げることはできないが、傾向として昨年の同時期と比べ、認可保育所の申込者数が100名程度減少している。これは、年度途中に開園した青葉さくら保育園等の影響もあり、年度当初の入所申込み件数が減ったためと考えている。一方、認可保育所の受入れの枠については、昨年の同時期と比べ約228人の定員が

拡充される。こういった状況を踏まえると、平成24年度4月1日の195名は下回るのではないかと予想される。

(※待機児童とは、保育に欠けるため、保育所入所申請をしているにも関わらず、希望する保育所が満員である等の理由で保育所に入所できない状態にある児童のことを指す。この待機児童の定義には新定義と旧定義の2種類が存在するが、現在は新定義で数えることとされている。新定義では次の2つの条件を満たす児童を除く。①他に入所可能な保育所があるが、特定の保育所を希望して待機している場合②認可保育所へ入所希望しているも、自治体の単独施策（認可外保育施設や保育ママ等）によって、対応している場合。)

(C委員)

平成25年度の予算は既に組まれていると思うが、今後の国の動きとしては、待機児童を解消するために予算を増額する方向に向かっている。その流れの中で、東村山市も民生費が予算全体の50%以上を占めているから減らすという考え方ではなく、待機児童がいるという現状をしっかりと把握した上で、予算を増やしていくという方策をとっていただきたいという思いはある。もちろんこの検討会は、予算が少ない中でどうしていくのがいか検討する場でもあると思うが、一方で予算の増額をすべきだとも考えている。

(D委員)

カテゴリ分類作業シートの「実施の緊急性」の項目の中にある短期・中期・長期の分類の中では、待機児童解消は短期・中期に該当すると思う。しかし10～20年後、待機児童が収束していった際のこととも考えていかなくてはならないため、ただ認可保育所を新設していけばよいという話でもないところがこの問題の難しい部分であると思う。

準備会の報告書には、0～2歳向けの小規模保育施設を整備していくという提案があったが、それが本当に保護者たちが望んでいることなのかどうかはわからないという話も多く出ている。つまり、0～2歳向けの小規模保育施設を整備していく方が、市の経営的には良いのかもしれないが、保護者たちの同じ園にずっと預けて卒園させたいという要望には応えられないことになる。どちらも重要なことであると思うが、そのバランスをとっていくことは難しい。

また、民営化と待機児童解消は直接関係はないという理解でよろしいか。

(委員長)

その点については、後程議論していきたいと思う。

老朽化対策について、市立保育園の園舎の建て替えに関しては一般財源化されてからかなり厳しいと言われてきている。市立保育園の老朽化について具体的な話を伺いたい。

(事務局)

準備会の報告書にも施設の築年次等は載せてある。簡単に現状を説明させていただくと、市立保育園の中で最も古いのは第二保育園であり、昭和43年築である。また最も新しい建物は第四保育園で、平成14年築である。平均築年数は約30年であり、劣化・老朽化している施設が大半を占めている。保育園に限らず、今後多くの公共施設が更新の時期を迎えていくことになるが、市全体で公共施設をどうしていくのかについて連携をとっていかなくてはならない。耐震については、全7園中5園（第二保育園、第三保育園、第五保育園、第六保育園、第七保育園）が旧耐震基準の施設となっている。公共施設の劣化度調査については、早期に大規模修繕が必要であると判断された施設も2園（第二保育園、第六保育園）ある。

(A委員)

以前にその劣化度調査に関する資料をいただきたいという要望を出していたのだが、印刷して配っていただくことは可能か。

(事務局)

すでに公開されている資料であるため、配布することは可能である。

(副委員長)

職員の増員は見込めないということはわかったが、市立保育園のあり方として様々な役割を果たしていくためには、職員の増員をせずには厳しいのではないかと思います。特に0～2歳を中心に定員を増やしていくのであれば、職員の増員はできなくとも現状維持はしなくてはならないのではないかと思います。しかしそうすることで、市役所の他の部署等に影響が出るということだと思いが、重要な役割を担っていくためには、ただ単に職員数を減らせばよいという問題でもないと思う。

老朽化については、大規模修繕か建て替えか等、様々な対策を市でも考えていると思うが、ほんちよう保育園のように高齢者用施設との合築等、特殊な形態の施設を建てる場合は、人の動線の確保や衛生面、感染症の蔓延等の様々な事態を想定する必要がある。そのため施設の運用も難しくなることが多く、安易にそういった施設を増やすのもどうかと思う。

(B委員)

職員定数削減の中で、保育施設の職員定数も削られているという話があったが、どのように人員を配置していくかは部署により違っていると思う。例えば人を育てる、人を預かるといった、人対人の部署であれば、システムやソフトを導入するよりも人員の手厚い配置をすべきであると考えられる。そうした中で、増員の希望があっても増員ができない部署では、せめて現状維持をしていくことが必要なのではないか、あるいは配置換え等の手法を用いて増員することも可能なのではないかと思います。

(事務局)

数年前の調査では、民生費に係る部署に配置されている職員の数が多いという調査結果が出ていた。その分他の部署の職員配置数が少なくなっている。現在は多少変動があるかもしれないが、他市に比べ民生費に係る部署の職員の割合が多いというのも東村山市の特徴の1つである。職員の削減については、ここ数年で多少職員数を調整することができたため、今後しばらくは現状を維持するという方針が出されている。

(副委員長)

ケースバイケースだと思うが、保育料の増額に関しても保護者の選択肢としてないわけではないと思う。保育水準が下がらずに保育が充実するのであれば、増額してもかまわないという意見の人もいるかもしれない。しかし現状の保育料は、料金に応じて受けられるサービスが変わるというシステムではないため、納得していただくことは時間もかかり、またより良い保育を子どもに受けさせるために保育料を値上げするという考え方に対して、賛同していただける方ばかりではないとも思う。そうすると、保育料の増額という手法を以て、市立保育園の役割を実現させるために必要になる費用を賄うことは厳しいのではないかと思う。

(事務局)

公共施設の老朽化問題については、現在ある公共施設を現状維持していくためには254億円掛かるという試算が出ている。これはあくまで建物だけの試算であり、橋梁や道路、下水道等の費用は別に掛かる。こういった施設や設備の老朽化の問題を抱えているのは東村山市だけでなく、全国の自治体が頭を悩ませている。

(委員長)

先ほどC委員が言っていたように、国としても待機児童解消に積極的になっている中で、市としても待機児童解消を目指すという施策を行ってきているが、各委員はそれに対してどのように感じているのか。待機児童解消に対する東村山市の施策に対してどのような意見を持っているのかを聞かせてほしい。

(C委員)

現状を考えると、待機児童対策を優先して進めていくという意見で検討会としては一致しているのではないかと思う。限られた人員の中で、短期的には待機児童対策に集中的に取り組んでいき、在宅支援等に関しては長期的な見通しで取り組んでいけばよいのではないかと思う。

(事務局)

待機児童対策は非常に重要な課題であると市も考えているが、すべて認可保育所で対応していくのは現状では難しい。そのため、幼稚園の預かり保育の拡充や、認可外保育施設に預ける保護者に対する補助金等の支援が案として挙がっていた。1つの方策のみで待機児童を解消することは難しく、複数の対策を講じていく必要がある。子ども・子育て関連3法の関係でも待機児童解消に力を入れていくという話だが、まだ詳細は明らかになっていない。基本的な流れとしては、民間の保育施設の支援と、19名以下の小規模な保育施設を活用して都市部の待機児童を解消していく方針であるようである。必ずしも公立保育園を支援していくための制度ではない。ただし、子ども・子育て関連3法の全てが今の段階で明らかにされているわけではないため、今後も国の動きを注視しながら市でも対応を進めていく。

(C委員)

市立保育園の職員配置の現状を確認し、検討をしてみたい。

(事務局)

その点については、次回までに資料を用意したいと思う。

議題としての民営化の取り上げ方について

(委員長)

民営化の取り上げ方について少し話したいと思う。

前回の検討会で、民営化等の市立保育園の役割を果たすための手法については、検討会として結論を一本化しないという話をしている。事務局の方から何か補足等はあるか。

(事務局)

市としては、一部の市立保育園を民営化することにより機能を集約していくことを考えているが、委員からはその提案について各立場から意見をいただきたいと思う。

(A委員)

民営化については、私の所属している団体からも意見を募ったが、賛否両論であった。反対する理由としては、市に対して最後まで責任をとってほしいと要望を出していたが、「努力をする」という回答以外市からは何も出されていないということと、民営化で削減された経費が保育関連の事業に充てられるかわからない、という2点が気になっている人が多いようである。また第二保育園のときのように混乱が起きてしまうことで保護者に負担をかけるのであれば、反対であるという意見もあった。

賛成という意見については、待機児童になってしまっている人たちがいる一方で、自分たちだけが保育園を利用できているという現状に対して引け目を感じているため、少しでも多くの人が保育園を利用

できるように、削減した経費を保育園の新設等の子育て関連事業に使うのであれば、民営化はやむを得ないという意見もあった。

(D委員)

私個人としては民営化をする理由は、経費削減のためで、建て替え等も民間で行った方が市にとっては安くすむからであると考えている。現在市立保育園は7園あるが、この検討会で挙げられた役割を全て果たしていくには7園でも足りないと考えている。ここで挙げた役割についても、市の財政状況や職員配置の状況等を説明して、最終的にはできる範囲で取り組んでいくという検討がされるものであると考えていた。

しかし以前も言ったように、市立保育園に対する市民の信頼度は高いため、市立保育園はできる限りその期待に応えていかなくてはならないと思う。しかし市の予算等を考えた際に、どうしても現状維持は厳しいとなったときに初めて民営化を検討していくべきなのではないかと思う。そして民営化により削減された経費は確実に保育関連事業に充てるようにしていくことが必要なのではないかと思う。

私の意見としては、特に認可と認可外の保育料の格差等の解消に充てていただきたいと思っている。また認可外保育施設に対する指導を強化して、保護者から安心して子どもを預けられると思ってもらえる施設にしていくことも必要であると思う。

民営化については、すると決まったらどのようなやり方で行うかが重要である。近隣自治体の中には、民営化を行う際に詳細な資料を公開していた自治体もあった。施設の運営法人の選定もとても丁寧に行っており、当事者が納得するまで話し合われたといった印象であった。

(B委員)

八国山保育園の民間移管の際も、委託先の法人に対して保護者からの信頼が厚かったために、あまり反対されなかったということからも、保護者にとってはどの法人に委託するかということはとても重要なことだと思う。第二保育園のときはあまりにも早急過ぎたとも思うし、もちろん保護者に対する説明はあったと思うが、それも十分ではなかったために不安や戸惑いの声が大きかったのではないかと思う。私の立場から言えば、民営化については必ずしも反対というわけではない。しかし突然明日から法人が変わると言われたら、それはもちろん反対する。説明と委託先の法人の選定等、準備段階から保護者の納得を得られるよう、行政が決めたから民営化をすると言うのではなく、しっかりと説明責任を果たすことが重要である。

(D委員)

近隣自治体の中には突然公立保育園の民営化を発表し、強引に進めた自治体もあったようであるが、民営化した保育園は落ち着くまでに数年を要する園も中にはあるため、入園のタイミングによっては保護者と入所した児童に負担を強いる場合もある。

(C委員)

こういった手法を用いて市立保育園が役割を果たしていけるようにするのか、そこをはっきりさせるため、どの役割を市立保育園が担っていくのか定めることが必要であると思う。

(副委員長)

これまで挙げられた役割の中には、経費等の面から民間が取り組むのが難しい事業も多いと思う。しかしそれでも実施していかななくてはならない事業もあるため、そういった事業を市立保育園で担っていくようになると思う。民間にはできないセーフティーネットの機能を強化していかななくてはならないと思う。個人的には東村山市で市立保育園を民営化していくことは難しいと考えているため、既存の市立保育園を民営化して続けていくよりは、既存の保育園を一度廃園にして、新しい園を創設する方が良いのではないかと思う。また市立保育園は全園民営化はせずに、何園かは残していくべきであると思う。

(D委員)

廃園ということは、最後の年には5歳児のクラスのみになるということか。

(副委員長)

詳しく調べていないため何とも言えないが、それが現在考えられている廃園のやり方だと思う。しかし、それ以外のやり方でやっていく余地もあるかもしれない。または幼保連携を踏まえ、0～2歳に特化した市立の乳児保育園としていくという方法等も考えられると思う。最初から狭い範囲で議論をしていくのではなく、もっと広い範囲で議論をしていき、実際にどのように実施していくのかについては行政に任せていけばいいのではないかとも思う。

(C委員)

第二保育園が施設の老朽化等を理由に民営化の対象園に選定されたのが、東日本大震災の起こる前であるが、老朽化した市立保育園こそ市が建替えて市の財産とすべきだとも思う。萩山町には公共施設がなく、市全体で考えたときに公共施設が市のどこにどれだけあるか等、そういった配置のバランスをとっていても、第二保育園は建替えて公共施設として管理していくべきなのではないかと思う。たとえ今後少子化の影響で保育園が不要になったとしても、高齢者用施設として建て替える等していけばいいのではないかと思う。

(D委員)

保育園以外の施設も建て替えの時期に差し掛かっているが、保育園としてしか使用できない施設として建て替えるのではなく、他の目的に転用できるような構造の施設として建て替えるということも一つの案だと思う。そうすることで他の事業の補助金等も使えるようになるかもしれない。個人的には、学

童施設を兼ねた保育園が保護者にとっては良いのではないかと思っている。

(副委員長)

民営化の弊害として、委託先の法人の撤退という事態も想定される。そういったことは一般的にはあまりないと考えられているが、あり得ないことではない。現実には撤退している法人もある。近隣自治体では工事が滞ったために開園が延期された施設等もあるようである。こういった事例を見ていると、すべての市立保育園を民営化するのではなく、どこで公的な役割を担保していくのかははっきりとさせていくことが重要であると思う。

(A委員)

民営化実施後に、委託した法人が撤退するというケースに加え、委託した法人の実態が法人選定時に想定していたものと違うというケースも想定される。市としては第三者委員を交えて評価・指導をする等の対策を行うかもしれないが、保護者としては、話が違ふと強く感じると思う。そういった事態も想定されることから、民営化はせずに公立で運営していただきたいと思う。

(副委員長)

東村山市の保育施設の変遷の中でも、何度かそういった事態は起きている。東村山市には様々なタイプの保育施設が混在していると以前からよく言われていたが、そういった意味では多くの経験をしてきている。その経験から、市立保育園は残していくべきであるという意見にもつながっていき、また民営化すべきであるという意見にもつながっていくと思う。それらを集約していくのは非常に難しい問題である。

(委員長)

市立・私立を問わず、築40年を経過している建物は危険性を伴うため、毎日そこで生活している児童や職員のことを考えると、その危険性をどうするのかは一保育園の問題ではなく、市内の公共施設の現状を把握しながら優先順位を決めて取り組んでいかないと、無責任と捉えられてしまうと思う。少し規模の大きな話ではあるが、長い年月をかけて大事故を引き起こしてしまう可能性もあるため、今後の見通しを立てて対処していかなくてはならないと思う。

他に民営化について何か意見はあるか。

(B委員)

保護者として意見を述べるなら、民営化を含めて子ども達の過ごす環境が変わってしまうことに対する反対は根強い。今まで様々な案が出ていたが、市立保育園を民営化しなくても現状を乗り切っていく方法が考えられないものかと思う。

(委員長)

今回は出席している委員も少ないことから、できれば次回もう一度民営化という手法について話し合いたいと思う。その際には各委員間で意見の一致するところと、意見の食い違うところ、それらをまとめていきたいと思う。

(事務局)

事務局としても、もう一度このテーマについて議論をしていただきたいと思う。

5. その他

- ・議題とすべき課題について、全6回の検討会では十分な議論を行えないため、検討会の延長が委員長より提案された。協議により最大平成25年5月まで検討会の延長が決定された。
- ・今後の流れとして、提言書が提出された後に、市民からパブリックコメントを募集する予定であると思うが、それだけでなく他の手段も利用してもっと広く意見を集めてほしいという意見が出された。

以上